

令和8年4月1日

## MIRIVE クレーム延長規定

### (令和8年4月1日改定)

#### 1. クレーム延長期間

クレーム期間は、原則として落札日を含む6日目正午までとする。

ただし、クレーム延長申請があった場合は、最大で落札日を含む10日間まで延長可能とする。

延長後のクレーム期限は車両到着日の翌日17時までとする。

#### 2. クレーム延長申請期限

各会場の搬出期限までに申請を行うものとする。

#### 3. クレーム延長の適用条件

以下の条件をすべて満たす場合に限り、クレーム期限の延長を認める。

- ① 延長対象は、事業用ナンバーを取得した陸送業者へ搬送を依頼した車両に限る。  
なお、自社にて搬出した車両は延長の対象外とする。
- ② 陸送業者の確認書類（受注書、注文確認書、陸送依頼書等）に基づき、会場にて確認を行う場合がある。
- ③ 該当車両が他オートオークションにおいてセリ取引が確認された場合、クレーム延長を無効にする延長を無効とする。
- ④ 書類および備品に関するクレーム申請については従来の規定どおりとする。
- ⑤ 各会場の搬出期限までに搬出された車両であること。
- ⑥ クレーム延長申請時の申告内容に虚偽が認められた場合は延長を認めない。
- ⑦ 陸送業者その他やむを得ない事情による遅延については、再延長を含め個別に協議のうえ判断する。

以上